
スウェーデンの少年保護法制 ——社会事業法を中心に——

廣 瀬 健 二

- I はじめに
- II SOL法の概要
- III おわりに

I はじめに

スウェーデンをはじめとする北欧諸国は福祉国家として名高いが、少年法制においては、我が国の少年法のような独立した特別法や少年事件のための特別な手続は設けられていない。しかし、社会福祉的な対応・手続が広範に展開されて社会福祉関係機関がその中心的な役割を果たしており、刑事・少年手続は、そのような中に包摂されているという大きな特徴がある¹⁾。

我が国を含め少年法制は、未だ歴史が浅く、流動的であって、その現状を正確に位置づけて将来を展望するには、比較法制的な調査・研究が必要・不可欠と思われるので²⁾、北欧の法制から学ぶべきものは多いと思われる。ところが、大きく異なる法制であるため、その全体像・特徴を正確にとらえて明らかにす

1) 私は、この点を意識して、北欧の少年法制を「福祉手続型」(廣瀬健二編著『少年事件重要判決50選』(2010年、立花書房)3頁)、廣瀬健二「外国少年司法事情1 序説 少年法制の概観」家庭の法と裁判6号(2016年)152頁、同「少年法の基礎—我が国の特徴と年齢の規制」研修826号(2017年)4頁、「福祉包摂型」(廣瀬健二「少年法の現在地」臨床心理学17巻6号(2017年)748頁)と呼んでいる。概括的な紹介として、田宮裕=廣瀬健二『注釈少年法〔第4版〕』(2017年、有斐閣)14頁参照。

ることは容易ではないうえ、先行業績も必ずしも十分ではないといわざるを得ない³⁾。幸い、私は、2013年度から少年法制研究について科学研究費の助成を受け、海外調査も含めた研究の機会を得ることができたため⁴⁾、北欧諸国も含めた現地調査に努め⁵⁾、その注目すべき実情を垣間見てきた。そして、その実像を明らかにするべく、スウェーデンの少年法制についての紹介を始めている

-
- 2) 廣瀬健二「少年法制の展望—成人年齢・他機関連携を中心として—」ケース研究 330号 (2017年) 117頁参照。
- 3) 注目すべきものとして、坂田仁「スウェーデンの制裁制度・2015年」法学研究 88巻12号 (2015年) 59頁、同「スウェーデン刑法における制裁の量定」人間科学論究 20号 (2012年) 49頁、同「スウェーデン刑法典及び刑法施行法」(2012年1月現在の正文・抄訳) <http://www.jinsakata.server-shared.com/svlaw/BrB2012.PDF>、同「スウェーデンの矯正保護組織の変更」犯罪と非行 151号 (2007年) 142頁、同「スウェーデン『拘禁法』の制定について」法学研究 84巻9号 (2011年) 419頁、同「スウェーデンの制裁制度」犯罪と非行 141号 (2004年) 123頁、同「スウェーデン」宮澤浩一＝藤本哲也『講義刑事政策』(1984年、青林書院) 28頁、坂田仁「スウェーデンの社会福祉新立法」家庭裁判月報 33巻11号 (1981年) 157頁、同「スウェーデンの児童福祉法について」家庭裁判月報 18巻2号 (1966年) 143頁、萩原金美『〔翻訳〕スウェーデン手続諸法集成』(2011年、中央大学出版部)、同『〔翻訳〕スウェーデン訴訟手続法』(2009年、中央大学出版部)、同『スウェーデン法律用語辞典』(2007年、中央大学出版部)、同『スウェーデンの司法』(1986年、弘文堂)、同訳・ハンス・ラーグネマルム『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』(1995年、信山社)、藤原尚子「スウェーデン」法務総合研究所研究部報告 44号 (2011年) 59頁、最高裁判所事務総局刑事局『陪審・参審制度 スウェーデン編』(2002年、司法協会)、鮎川潤「スウェーデン犯罪防止委員会」犯罪と非行 120号 (1999年) 229頁、伊藤広史「海外の矯正事情 (第5回) スウェーデン」刑政 108巻5号 (1997年) 88頁、シャスティン・ニルソン「スウェーデンの更生保護制度」犯罪と非行 109号 (1996年) 130頁、トーマス・エクボン「スウェーデンにおける犯罪と矯正制度の現況」犯罪と非行 106号 (1995年) 100頁、野坂明宏「スウェーデン及びイギリスにおける更生保護見聞録」同号 167頁、花島政三郎「スウェーデンの青少年保護施設を訪ねて」犯罪と非行 104号 (1995年) 137頁、澤田健一「スウェーデンの矯正の現状」犯罪と非行 98号 (1993年) 61頁、高木俊治「スウェーデンとイギリスの矯正施設」刑政 101巻5号 (1990年) 40頁、細井洋子「スウェーデンの青少年問題Ⅳ」犯罪と非行 51号 (1982年) 149頁、小澤禧一「スウェーデンの矯正保護」更生保護と犯罪予防 59号 (1980年) 1頁、D・A・ワード「スウェーデンおよびデンマークにおける行刑改革と収容者の権利」犯罪と非行 20号 (1974年) 201頁、前野育三「スウェーデンの少年法制」『少年司法と適正手続』(1998年、成文堂)、同「スウェーデン」『世界諸国の少年法制』(1994年、成文堂) 309頁、松澤伸『デンマーク司法運営法』(2008年、成文堂)、最高裁判所事務総局刑事局『陪審・参審制度 デンマーク編』(2003年、司法協会) などがある。

ところである⁶⁾。これまで、若年者保護特別法（LVU法）⁷⁾のほか、少年保護に
 関しても基本法ともいえる社会事業法（Socialtjänstlag（2001：453）. 以下、SOL
 法と略称する）について概説してきた。SOL法は重要な法典であり、しかも、
 広範囲にわたるものであるため、時間を要しているが、ようやくそれに関する

-
- 4) 2013年～2015年度は、研究代表者廣瀬健二、研究分担者成瀬幸典東北大学教授、同佐藤隆之慶應義塾大学教授、同松澤伸早稲田大学教授、同柑本美和東海大学教授、同津田雅也静岡大学准教授、研究協力者藤宗和香元立教大学教授、同水上洋元立教大学特任教授、研究課題「少年刑事事件の総合的研究—少年の地位・責任の理論的・実務的研究」（JSPS科研費25285024）、2016年～2018年度は、上記の者に京明関西学院大学教授、成瀬剛東京大学准教授を研究分担者に加え、研究課題「少年法制の総合的研究—少年年齢・若年層設置を中心として」（JSPS科研費16H03561）で、それぞれ科学研究費の助成を受けることができ、これに基づいて研究調査を展開している。

* 本稿もこれらの助成による研究成果の一部である。

- 5) 2013年以降、調査のため訪問した国はスウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、スイス、台湾、アメリカ、イギリス、ドイツ、オランダ、ベルギー、オーストラリアであり、スウェーデンに5回、イギリス、アメリカには2回赴いている。
- 6) 公刊したものとして、廣瀬健二「海外少年司法制度—北欧調査の一部報告」刑政126巻1号（2015年）16頁、同「外国少年司法事情2 ヨーロッパ諸国の概観と北欧(1)」家庭の法と裁判7号（2016年）95頁、同「外国少年司法事情3 北欧(2) スウェーデン」家庭の法と裁判8号（2017年）147頁、同「外国少年司法事情4 北欧(3) スウェーデンの刑事司法制度」家庭の法と裁判10号（2017年）130頁、同「外国少年司法事情5 北欧(4) スウェーデンの刑罰（制裁）に対する若年者の特則」家庭の法と裁判11号（2017年）131頁、同「外国少年司法事情6 北欧(5) スウェーデンの刑事手続・処分」の若年者に対する特則」家庭の法と裁判12号（2018年）114頁、同「外国少年司法事情7 北欧(6) スウェーデンの少年保護法制—LVU法（その1）」家庭の法と裁判13号（2018年）96頁、同「外国少年司法事情8 北欧(7) スウェーデンの少年保護法制—LVU法（その2）」家庭の法と裁判14号（2018年）97頁、同「外国少年司法事情9 北欧(8) スウェーデンの少年保護法制—社会事業法（SOL法）（その1）」家庭の法と裁判15号（2018年）139頁、同「外国少年司法事情10 北欧(9) スウェーデンの少年保護法制—社会事業法（SOL法）（その2）」家庭の法と裁判16号（2018年）147頁、同「外国少年司法事情11 北欧(10) スウェーデンの少年保護法制—社会事業法（SOL法）（その3）」家庭の法と裁判17号（2018年）146頁、廣瀬健二＝十河隼人「スウェーデンの少年保護法制—若年者保護特別法」立教法務研究11号（2018年）45頁などがある。

なお、研究分担者によるものとして、松澤伸「スウェーデンにおける刑罰の正当化根拠と量刑論—いわゆる「均衡原理」の基礎—」罪と罰51巻3号（2014）76頁、同「デンマークにおける少年犯罪への法的対応」立教法務研究9号（2016）159頁がある。

- 7) LVU法の概説、条文の仮訳については、廣瀬＝十河・前掲注6)「スウェーデンの少年保護法制—若年者保護特別法」参照。

部分について一応まとめることができたので、「家庭の法と裁判」誌に連載したのなど既に発表した部分も含め、本稿で、条文に即してその制度の全容を概括的に紹介させていただくこととした。

もっとも、我々の調査は、少年・刑事法制に焦点を当てたものである⁸⁾、社会福祉関係も含めた SOL 法全般についての十分な調査・把握は行っていない。うえ、そもそも社会福祉・社会保障関係の正確な紹介は、刑事畑の私の能力を超えるものである。このため、本稿においては、少年法制・少年保護に関係性が強いと思われる主な規定に限定して、その概要を紹介するものであり、SOL 法の全体の紹介にはなり得ていない⁹⁾。

また、スウェーデン語の訳語等については、掲記した先行業績に加え、LVU 法のとくとく同様に十河隼人早稲田大学大学院生の協力に負うところが大きい。が、前述のような事情から、その用語・訳語なども含め、検討が十分とはいえない部分が多いことをはじめにお断りしておく。

II SOL 法の概要

スウェーデンの少年保護法制を直接規制している法律は、若年犯罪者特別規制法 (LUL 法)¹⁰⁾ と若年者保護特別法 (LVU 法)¹¹⁾ であるが、これらの特別法は、社会福祉関係の基本法である社会事業法 (SOL 法) の下で統合されている。SOL 法は、社会福祉関係全般にわたる基本的かつ広範にわたる法典であり、

8) 協同研究メンバーは、前掲注 4) 掲記のとおりであり、研究分担者、研究協力者はいずれも刑事法系の研究者・実務家に限られている。

9) 社会事業法 (SOL 法) については、1980 年法についての坂田仁教授による紹介 (坂田・前掲注 3) 「スウェーデンの社会福祉新立法」157 頁以下) があり、本稿もこの業績によるところが大きい。社会事業 (Socialtjänst) は、我が国にない制度・運用であるので、その訳語については頭を悩ますところである。この点、坂田教授は「社会サービス」の語を当てられるが、私としては英訳の Social Service から「社会事業」という語を当ててきたので (廣瀬・前掲注 6) 「外国少年司法事情 2」97 頁以下)、これを当面維持したいと思う。

10) 正式名称は、Lag (1964 : 167) med särskilda bestämmelser om unga lagöverträdare であり、LUL 法と略称されている。同法の概要については、廣瀬・前掲注 6) 「外国少年司法事情 6」114 頁以下参照。

また、その社会福祉関係の制度、行政手続・不服審査の在り方などについての法制及びその運用状況等は、我が国の社会福祉・保障法の制度等とは相当に異なっていると思われる。

スウェーデンにおける社会福祉立法については、20世紀初頭の救貧法（生活困窮者への経済的援助）から20世紀中葉の社会扶助法（生活保護、児童保護、禁酒保護等）が設けられたものの、1970年代までは、生活保護法、児童福祉法¹²⁾、禁酒保護法がその主要な法律であった。1967年に、現代の社会福祉領域の保護・処遇方法の発展に法制を適合させること、コミューン¹³⁾の社会福祉活動との整合性を図ることなどのため、社会福祉調査会が設置されて総合的な検討が行われた。その検討結果である1974年と1977年の調査報告書を受けて、これらの法律を統合した社会福祉関係の基本法としてSOL法が1980年に制定された。

SOL法によって、社会福祉関係の法制の整備・統合が押し進められ、症状志向の処置から発展する全体的視点への移行によって個人と同時に社会をも対象とする社会事業へと発展・展開してきたといわれている¹⁴⁾。また、SOL法は、目的を志向した枠組み法とされており、その諸活動によって達成されるべき内容は具体的には定められていない。これは、細則や事務手続等に縛られず、対象者のニーズに応じた柔軟な運用やその後の研究成果や実務経験に基づく新知識の活用が容易になり、合目的な運用が図れるようにするためのものとさ

11) 正式名称は、Lag (1990 : 52) med särskilda bestämmelser om vård av unga であり、LVU法と略称されている。同法の概要については、廣瀬・前掲注6)「外国少年司法事情7」96頁以下及び同「外国少年司法事情8」97頁以下のほか、LVU法の条文の仮訳等について、廣瀬=十河・前掲注6)「スウェーデンの少年保護法制」45頁以下を参照。

12) 児童福祉法については、坂田・前掲注3)「スウェーデンの児童福祉法について」143頁、廣瀬・前掲注6)「外国少年司法事情3」147頁参照。

13) コミューンは、我が国の市町村に相当するスウェーデンの地方自治の単位であるが、5000人程度の規模のものが多くようである（廣瀬・前掲注6)「外国少年司法事情3」150頁注21)参照）。

14) 坂田・前掲注3)「スウェーデンの社会福祉新立法」158頁以下。坂田教授は、この全体的視点とは、親のアルコール依存と子の非行などの複数の問題を持つ家庭に対して社会福祉業務を単一の機関等を通して行う家族保護原理の発展の延長線にあるものとみてよいとされている。

れている¹⁵⁾。また、その業務の公平な実施・法的安定性の確保などを図るため、不服申立て(行政裁判所等の審査)と国の監督についても詳細な規定がおかれている。

なお、現在のSOL法は、2001年の改正後のものであり、条文の追加、条項の配列変更などが相当に行われているが、基本的な考え方・枠組み自体に大きな変更はないものと思われる¹⁶⁾。

SOL法の現在の構成は、社会事業の目的(第1章)、コミュニケーションの責任(第2章)、社会事業の任務など(第3章)、支援を受ける権利(第4章)、種々の対象者に応じた特則(第5章)、家庭外での保護(第6章)、私的活動と報告義務(第7章)、手数料(第8章)、費用補償など(第9章)、委員会組織(第10章)、事件の処理手続(第11章)、情報の取扱い(第12章)、監督など(第13章)、虐待等の報告・救済など(第14章)、守秘義務(第15章)、その他(第16章)等となっている。また、同法は、社会事業を実施する側の権限・義務の規定と併せて、その支援等を受ける側の権利・不服申立ての規定も設けるという複合的な構成となっている。

第1 社会事業の目的等

1 目的等

社会事業は、民主主義と連帯の精神に基づいて、個人に対する経済的及び社会的な保障、生活条件の平等及び社会生活への積極的参加を促進するものであること(SOL法1章1条1項)、各人が社会的状況に対して責任を有することに配慮しつつ、個人及び団体の固有の資源を解放、開発することを目指すこと(同条2項)、その活動は、人間の自己決定権及び人格の統合性に対する尊重が基礎とされること(同条3項)が規定されている。

これらの規定により、社会事業は、個人に対する社会的な扶助・給付にとど

15) 坂田・前掲注3)「スウェーデンの社会福祉新立法」159頁。

16) 1980年法の条文については、坂田・前掲注3)「スウェーデンの社会福祉新立法」174頁以下参照。その後の改正経過の詳細については確認未了であるので今後の課題としている。

まらないこと、生活の平等や社会的な参加の促進、個人・団体の保有する資源などを引き出し、その力を発揮させることを目指すと共に、各人の社会的な責任への留意、自己決定権及び人格の統合性の尊重が活動の基礎とされることが明記されており、対象者の人間性の尊重とその人格の発達、地域社会への参加・共生などが目指されているとあってよいと思われる。

2 少年に関する措置

少年は18歳未満とされ（同法1章2条3項）、少年に関する措置に際しては、その少年の利益が特に考慮されなければならないこと、少年に対する保護的介入・処遇的介入に関する決定、その他の措置に際しては、その少年にとって最善のものであることが最も重視されること（同条1項・2項）が規定されている。少年に関する措置の決定・実施に当たって、「少年の最善の利益の尊重」が明記されているものである。

3 同意に基づかない保護の措置

同意に基づかない保護の措置について、薬物乱用者¹⁷⁾及び若年者¹⁸⁾については、それぞれの特別法によることとしている（同法1章3条）。

社会事業による保護の措置は、基本的には対象者の同意に基づくことを原則としているが、特別な必要のある場合には強制的な措置を認め、その規制を特別法に委ねているわけである。

第2 コミュニンの責任と権限

各コミュニティは、その地域における社会事業に関し責任を負うこと、そのコミュニティ内の者に対し、必要な扶助・援助を受けることに関して最終的な責任を負うこととする一方、コミュニティが責任を負うことによって他の機関の長の責任は軽減されないことも注記されている（SOL法2章1条1項）。

17) 薬物乱用者の強制を含む保護については、「特定の事件における薬物乱用者の保護に関する法律」（1988年法律第870号）による（SOL法1章3条）。

18) この若年者に対する特別法が、既に触れたLVU法（前掲注11）である。

社会事業に関するコミューンの職務は、各コミューン議会が定める社会福祉委員会等によって遂行される(同章4条1項)。また、コミューン法¹⁹⁾9章37条により、他のコミューンと契約を結び、これに基づいてその職務遂行を委託することができる。さらに、公権力の行使が含まれない職務については、他の私人と契約を結び、これを委託することもできるとされている(同章5条)。コミューンは、社会事業の任務のために有効な資源活用のため、県(landsting)²⁰⁾、社会保険庁、職業安定所と合意することもできる(同章6条1項)²¹⁾。コミューンは、対象となる私人に対し、社会事業に加えて健康・医療保護の介入が必要となる場合には、県と共同で必要に応じて、その必要な介入、介入の責任者・分担、コミューン又は県以外の者による措置、計画の責任者を記載した個別の計画書²²⁾を、その私人と共同で、遅滞なく、作成することが求められている(同章7条)。

コミューンは、継続的な居住者に対して責任を負うのが原則とされている(同法2a章1条)。ただし、緊急の場合(同章2条)、他のコミューンとの強いつながりがある場合(同章3条)、特定の障害者、支援施設、高齢者等(同章4条)、施設内処遇、病院収容等(同章5条)への特則、他のコミューンへの支援等(同章6条・7条)、他のコミューンにおける介入等(同章8条・9条)、事件の移送(同章10条ないし12条)などの特則が設けられている。

-
- 19) 正式名称は、Kommunallag(2017:725)である。コミューン法は、コミューン及びランツティングの組織及び職務領域について定める法律である。
- 20) スウェーデンの県に当たる行政区画は、国の出先機関に当たるレーン(län)と議会からなるランツティング(landsting)があるが(廣瀬・前掲注6)「外国少年司法事情3」149頁注2)、ここでの県は後者である。
- 21) 関係機関と協定を結んだ場合のコミューンの資金調達、関係機関の費用負担の調整、監査局による監査等についても規定されている(SOL法2章6条2項)。
- 22) 個別の計画書は、コミューン又は県が必要性を認める場合、対象者が同意する場合に作成されるが、私人との共同作成は可能な限度で行うものとされている。また、関係者は、参加が適切であり、対象者が反対しない場合にその計画書作成に参加させることができる(SOL法2章7条)。

第3 社会事業の内容

1 社会福祉委員会の職務の通則

社会福祉委員会は、社会事業に関するコミューンの中心機関であり、社会事業に関する決定、執行機関である²³⁾。

(1) 職務の範囲等

①コミューン内の生活状況を十分に知ること、②社会計画及びコミューン内の公共計画（社会計画）に協力すること、その他の公共機関、民間機関、団体及び個人と協力して良好な環境作りを促進すること、③コミューン内の社会事業について情報を提供すること、④訪問活動及びその他の方法により良好な生活環境への前提条件を作り出すこと、⑤養護及び奉仕活動（サービス）、情報提供、勧告、扶助及び保護、経済的援助並びにその他の援助をそれを必要とする家族及び個人に与えることがあげられている（SOL法3章1条）。

②の社会計画においては、社会福祉委員会の社会的な経験に基づき、かつ、コミューン内の新、旧両居住区域の双方に適切な効果を及ぼすことが特に目的とされなければならないこと、また、社会福祉委員会は、公の場所及び公共交通手段が全ての者に容易に利用されるように配慮しなければならないことが規定されている（同章2条1項）。

これらの規定で明らかなように、社会事業は、地域社会の公共事業、交通手段の整備等も含めた生活・社会の改善にも関わるものとされており、社会的環境整備にまで権限・業務の範囲が拡大されているものであって、個人のみならず社会、国も対象とするといわれている²⁴⁾趣旨が理解できるところである。

(2) 対象者に応じた環境改善・権利保障

社会福祉委員会には、少年と若年者、高齢者、社会の特別な扶助を必要とするその他の人々のために、良好な社会環境及び条件を作り出す諸措置が執られ

23) 社会福祉委員会は、各コミューンに設けられ、社会事業の中心となる機関である。詳細については、坂田・前掲注3)「スウェーデンの社会福祉新立法」161頁以下、廣瀬・前掲注6)「外国少年司法事情3」148頁以下参照。

24) 坂田・前掲注3)「スウェーデンの社会福祉新立法」160頁以下参照。

るように主導し、かつ監視すること、その活動において個人の労働、居住、教育の権利を促進することが義務付けられている（同章2条2項）。

(3) 介入の質の保持等

社会事業における介入は、質の高いものであること、その質は系統的かつ継続的に発展させられ、保持されることが義務付けられている（同法3章3条1項・3項）。また、少年・若年者に関する社会事業の活動内におけるリスク・虐待等の予防・発見・対処の手順の確立に留意することが求められている（同章3条a第1項）。

(4) 職員の資格等

社会事業に当たる職員には、その任務遂行のために十分な教育と経験が求められている（同3条2項）。そのため、少年の調査・介入の必要性判断・介入の実施に資する社会福祉関係学位²⁵⁾を取得した者を採用すること及び上記任務の独立遂行は、それに十分な経験のある者に行わせることが社会福祉委員会に義務付けられている（同章3条a第2項・3項）。

(5) 情報提供・関係機関との協力

社会福祉委員会には、訪問活動において社会事業に関する情報を一般に示し、集団及び個人に対し必要な援助を提供するが、その際、適切であれば、社会事業に関係のある他の公的機関、民間機関及びその他の団体と協力することが義務付けられている（同章4条）。

(6) 薬物乱用防止等

社会福祉委員会には、アルコール、依存性のある薬物の乱用を防止し、その対策をするために活動すること、ギャンブル依存を予防し、その対策をする努力をすること、薬物乱用の有害な作用及び影響を受けた場合の援助手段に関する知識について、個人等に対する情報提供並びに訪問活動によってそれらを周知することが義務付けられている（同章7条）。

25) 学位については、社会学、人権論、心理学など140単位程度を取得した者に与えられるが、実務経験者で関係する高等教育基礎レベルの学位を有する者も含まれるようである（SOL法3章3条a第2項）。また、EU諸国、スイス等の有資格者に関しては特別がある（同章3条b・3条c）。

2 個人に対する援助供与

(1) 通 則

社会福祉委員会には、個人に対する援助供与を行うに当たって、その個人と共同して、又は必要に応じて、他の公的機関並びに民間機関及びその他の団体と協力して、それらを企画し、実施することが義務付けられている（同法3章5条）。

(2) 援 助 等

社会福祉委員会は、家事援助、デイケア、その他のそれに準じる社会事業を通じて、その個人が家庭に居住しつつ、他の者と接触することを容易にするほか、相談機関、社会福祉センター及びこれと類似の機関を設け、社会福祉当直制を実施し、その他これに類する活動によって、社会事業を提供するものとされている（同章6条）。

3 少年・若年者に対する処遇

(1) 開放的援助供与

社会福祉委員会は、少年、若年者及び保護者の異なる需要に応えるため、開放的援助供与が受けられるようにすることが義務付けられている（同法3章6条a第1項）。15歳以上の少年については、監護権者の同意がなくても、本人の申請又は同意があり、適切な場合には、開放的援助供与について決定することができる（同条2項）。

(2) コンタクトパーソン²⁶⁾等

社会福祉委員会は、対象者が申請又は同意する場合、その個人及びその近親者を支援する任務を負う特別な個人（コンタクトパーソン）又は家族（コンタクトファミリー）を選任することができる。ただし、対象者が15歳未満である場合は、その監護権者の申請又は同意がある場合、15歳以上の少年である場合は、本人の申請又は同意がある場合に限られる（同章6条b第1項）。

社会福祉委員会は、21歳未満の者が、依存性のある薬物の乱用、犯罪的活

26) 「コンタクトパーソン」は、一般的には担当者・責任者などの意味で用いられるようであるが、ここでは、下記のように重要な役割を果たす者として詳細が規定されている。

動、その他の反社会的な活動による危険を排除するための特別の扶助及び指導が必要である場合、その若年者が申請又は同意すれば、特に資格のあるコンタクトパーソンを選任することができる。この場合においても、その選任の対象者が15歳未満である場合は、その監護権者の申請又は同意がある場合、15歳以上の少年である場合は、本人の申請又は同意がある場合に、限られる(同条2項)。

この選任が少年、若年者に対して認められたときは、社会福祉委員会には、その活動の動向を継続的に追跡することが求められている(同章6条c)。

コンタクトパーソンは、当事者の必要に柔軟に対応し、その同意を前提とした処遇を行うという趣旨から児童福祉法等に定められていた介入的な措置の代わりに設けられたものである。コンタクトパーソンの選任が想定されるのは、親子の意見が一致しない場合、親子が対立する場合、両親が離婚した場合、犯罪・非行により必要が認められる場合などであり、このような危機的な状況が生じた時に、その状況が継続する間だけ選任されるものとされている²⁷⁾。

第4 支援を受ける権利

1 権利

自身の必要を自からで満たすことができず、又は、他の方法によってはこれが充足されない者は、社会福祉委員会による、自身の生活維持のための支援(生活維持扶助)を受け、又は、その他生活を送るための支援を受ける権利がある(SOL法4章1条1項)。

2 就労

働く能力があり、生活が維持できない者は、労働市場に参加している場合、又は受忍できる理由により参加できない場合には、上記1の生活維持扶助を受けることができる(同条2項)。

27) 坂田・前掲注3)「スウェーデンの社会福祉新立法」169頁。

3 支援

個人は、上記支援によって、通常的生活水準を保障される。支援は、個人の独立した生活のための可能性を高めるように企画されることが求められている（同条4項）。

生活維持扶助の内容・基準（同章3条）、その必要性の判断基準も規定されているが、家庭で生活している少年・若年者の労働による収入の除外なども定められている（同法4章1条a・1条b・1条c）²⁸⁾。社会福祉委員会は、必要性を認めれば、上記1の支援に加えて、更なる支援も行うことができる（同章2条）。

4 実習等

社会福祉委員会は、一定期間、生活維持扶助を受ける者に適切な雇用対策が与えられなかった場合には、その個人に、同委員会の割り当てる実習、その他の職業訓練等に参加することを要請することができるが、その決定の前に職業安定所との意見交換が必要とされている。その実習等は、その個人の希望、個人的状況を合理的に考慮したものであり、将来、その個人が自ら生活する可能性を発達させることを目的とし、その個人が、労働市場に参入すること、適切である場合は更なる教育を受ける可能性を高めるものでなければならないとされている（同章4条）。なお、この実習等の参加者は、労働者とはみなされないが、有給作業の実質がある場合には、労働者としての保障の一部²⁹⁾を受けることができるとされている（同章6条）。

合理的な理由無く、上記実習等の参加の拒否又は欠席した者には、生活維持扶助の継続の拒否、あるいは引下げを行うことができる（同章5条）。

28) 若年者としては、21歳未満で通学（基礎教育の学習）をしている生徒が対象とされ、その一定額を超えない収入が除外されている（SOL法4章1条a）。生活維持扶助期間・収入の控除率等（同章1条b）、住宅支援の基準等（同章1条c）が規定されている。

29) 労働環境法、社会保険法（労働災害を含む）の一部規定の適用で労働者と同じ地位に置かれるものとされている（同章6条）。

第5 種々の対象者に応じた特則

本章には、社会事業の対象者の類型に応じた特則が定められており、SOL法の特徴が明確に表れている条項であるということができる。ここには対象の類型として以下の者が規定されている。

- i 少年と若年者
- ii 老年者
- iii 障害を有する者
- iv 薬物乱用者
- v 近親者を保護・扶助する者
- vi 犯罪被害者
- vii 負債を抱える者

これらをみれば、SOL法が、社会生活上の支援を要する者として幅広い類型を掲げていること、それらの者を対象とした包括的かつ広範な基本法となっていることが明確に示されているということができると思われる。

i 少年及び若年者に対する特則

1 社会福祉委員会の活動義務

少年及び若年者に対して、社会福祉委員会には、以下の事項が義務付けられている（SOL法5章1条）。

- (1) 少年及び若年者が平穏で良好な環境の下で成長できるように活動すること（同条1号）。
- (2) 家庭施設との密接な協力の下において、少年及び若年者の全ての面における人格の発達及び健全な身体的・社会的発達を促進すること（同条2号）。
- (3) 少年及び若年者が不当な取扱いを受けるのを防ぐための訪問活動、その他の予防的業務に従事すること（同条3号）。
- (4) 少年及び若年者の間でのアルコール飲料、その他の酩酊性のある薬物・依存性のある薬物、興奮剤の乱用を防止し、これを鎮圧するために能動的に業務を行うこと（同条4号）。

(5) 子ども及び若年者の間でのギャンブルの常習化を防止し、これを鎮圧するために能動的に業務を行うこと（同条5号）。

(6) 公共機関、民間機関及びその他の関係者と共に、少年及び若年者が有害な環境において生活することがないように配慮し、活動すること（同条6号）。

(7) 好ましくない発達の徴候を示した少年及び若年者については、特別の注意をもって見守ること（同条7号）。

(8) 家庭施設と密接に協力して、好ましくない発達に向かうおそれのある少年及び若年者が必要な救護及び扶助を受けられるように、また、少年又は若年者の最善の利益に照らして理由のある場合には、自己の家庭外における保護及び訓練を受けることができるように配慮すること（同条8号）。

(9) 少年及び若年者の養護において、監護権、住居、親子関係、養子縁組を決定した事件又は決定の後にあり得る扶助及び援助の特別の必要を満たすこと（同条9号）。

(10) 少年及び若年者の養護において、自己の家庭外での保護及び訓練の終了後に考えられる支援及び援助、又は、「若年者の福祉措置の終了に関する法律」（1998年法律第603号）による若年者保護の終了後の扶助及び援助についての特別な必要を満たすこと（同条10号）。

社会福祉委員会には、上記(3)の不当な扱いを受け、又はその危険のある少年に関する事案においては、公共機関、民間機関、その他の関係者と協同すること及びそのための積極的な活動が義務付けられている（同章1条a）。

2 少年・若年者の制裁に関する社会福祉委員会等の活動

少年・若年者に対する制裁に関して、社会福祉委員会等には、下記の事項が義務付けられている。

(1) コミューンは、少年奉仕命令³⁰⁾ができるだけ迅速に執行されるように

30) 少年奉仕命令は、スウェーデンの制裁（刑罰）における特則であり、社会奉仕命令と類似するものである（廣瀬・前掲注6）「外国少年司法事情4」133頁以下参照）。しかし、対象者が21歳までであるので「若年者奉仕命令」の方が訳語として妥当とも思われるものの、本稿では従前の訳語を維持しておく。

配慮し、特別な理由がない限り、判決が効力を生じてから2か月以内に開始すること(同法5章1条b第1項)。

(2) 社会福祉委員会は、社会事業上の決定の詳細な内容を作業計画として定め、若年者を担当する者を選任し、作業計画が遵守されるように監督すること(同条2項)。

(3) コミューンは、犯罪が21歳未満の者により犯されたときには、「犯罪に関する和解についての法律」(2002年法律第445号)による和解が成立するように配慮すること(同章1条c)。

3 少年の受け入れ禁止等についての権限

社会福祉委員会には、少年の最善の利益のために必要であるときは、そのコミュニティ内に自分の家庭を有する者が、その家庭に他の少年を受け入れることを、その受け入れが特別な事情に照らして明白に正当である場合を除いて、禁止又は制限する権限が認められている(同章2条)。

4 コミューンの少年・若年者に対する活動等

(1) 県との合意

コミュニティは、自己の家庭の外で保護を受ける少年及び若年者に関する協力について、県(ランツティング)と合意を結ぶこと、可能であれば、少年・若年者又はその近親者を代表する民間機関に、その合意に関する意見を述べる機会を与えなければならないものとされている(同章1条d)。

(2) コミューンの配慮義務

少年・若年者のための配慮義務として、コミュニティに下記の事項が定められている。

ア 少年の両親が、監護権、同居、面会交流、少年の生活維持に関して一致することを目的とした専門家の指導の下での面談(協力面談)を行えるようにすること(同章3条1項1号)。

イ 少年の両親が、少年に関する監護権、居所、面会交流等(親子法6章)に関する取り決めをするために支援を受けること(SOL法第5章3条1項2号)。

ウ コミューン及びその機関又はその他の適切な機関は、パートナーシップ関係³¹⁾、家庭における同居上の対立等の問題解決を目的とした面談（家族相談）を実施し、その相談がそれを要請する者に提供されるようにすること（同条2項・3項）。

ii 老年者に対する特則

1 目的

老年者に対する社会事業における養護は、老年者が価値ある生活を送り、幸福を感じることができること（根本的価値）を目指すものとされている（SOL法5章4条1項）。

2 社会福祉委員会の活動

老年者のために、社会福祉委員会には、以下の活動が義務付けられている。

(1) 老年者が、居住及び生活の双方において平穏な状態の下で自立し、かつ、他者との共同生活を営む中で活動的で有意義な生活を送ることができるように活動すること（同法5章4条2項）。

(2) 老年者が良好な住居を得ることができるように活動し、かつ、老年者らが必要とする家庭内における扶助と援助及びその他必要とする身の回りの事柄についてのケアを提供すること（同章5条1項）。

(3) コミューンにおける老年者の生活状態をよく把握すること（同章6条1項前段）。

(4) その訪問活動において、その管轄区域内の社会事業上の活動について説明すること（同条1項後段）。

3 コミューンの責務

老年者のためにコミュニティには、以下の責務が規定されている。

(1) 特別な支援を必要とする老年者に対するケア・サービスのための特別な

31) 婚姻ではないが、同性カップル等、法的に承認された家族に準じた関係であり、「パートナーシップ関係」の語を当てておく。

居住施設(サービスホーム)を整備すること(同章5条2項)。

(2) 老年者のための援助供与を計画すること、その計画の立案において、県(ランヅティング)、その他の公共機関及び民間機関と協同すること(同章6条2項)。

(3) 老年者のケアのために必要な場合には、外国語³²⁾の知識を有する職員による対応が可能となるようにすること(同条3項)。

4 老年者の選択権

老年者は、在宅支援、援助その他の利用しやすいサービス等を、いつ、どのように受けるかを可能な限り選択できるものと規定されている(同章5条3項)。

iii 障害を有する者に対する特則

1 社会福祉委員会の活動

以下の障害を有する者に対して、社会福祉委員会の活動が下記のように規定されている。

(1) 身体的、精神的又はその他の理由によって、日常生活において著しい困難に直面している者が、社会の共同生活に参加し、他の者と同じように生活することができるようにすること(SOL法5章7条1項)。

(2) 上記の障害を有する者が、有意義な職業に就くことができるようにすること(同条2項前段)。

(3) 上記の障害を有する者が、特別な支援の必要性に適合した形で生活できるようにすること(同条2項後段)。

(4) コミュニティにおける身体的、精神的な障害を有する者の生活状態をよく把握すること(同章8条1項前段)。

(5) その訪問活動において、その管轄区域内の社会事業上の活動について説明すること(同条1項後段)。

32) 外国語として、フィンランド語、メアンキエリ語、サーミ語が挙げられていたが(SOL法5章6条3項)、2019年からイデッシュ語、ロマ語も含まれるように改正されている(2018年法律第1369号)。

2 コミューンの責務

上記の障害を有する者に対して、コミュニティには下記の責務が規定されている。

(1) 特別支援付きの居住施設を、前記iii 1(1)の困難により、それを必要とする者に対して整備すること（同法5章7条3項）。

(2) 身体的、精神的な障害を有する者のための措置を計画すること、その計画の立案において、県（ランツティング）、その他の公共機関及び民間機関と協同すること（同章8条2項）。

(3) 精神的な障害を有する者に関する協力について、県（ランツティング）と合意を結ぶことが可能であれば、その障害者又はその近親者を代表する民間機関にその合意の内容に関する意見を述べる機会を与えること（同章8条a）。

iv 薬物乱用者に対する特則

1 社会福祉委員会の活動

薬物乱用者のために、社会福祉委員会には下記の活動が規定されている。

(1) 薬物乱用者がある乱用から脱するために必要とする援助及び保護を受けられるように、積極的に配慮すること（SOL法5章9条前段）。

(2) 対象者個人との相互理解に基づいて上記の援助及び保護を計画し、その計画が達成されるよう慎重に監視すること（同条後段）。

2 コミューンの責務

薬物乱用者のために、コミュニティには下記の責務が規定されている。

(1) アルコール、酪酐性の薬物、その他依存性のある薬物、医薬品、興奮剤又はギャンブルに耽る者に関して、協力することについて、県（ランツティング）と合意を結ぶこと（同章9条a第1項）。

(2) 上記の合意の内容について、可能であれば、その乱用者又はその近親者を代表する民間機関にその意見を述べる機会を与えること（同条2項）。

v 近親者を保護又は扶助する者に対する特則

社会福祉委員会には、長期療養している近親者、老年の近親者又は障害を有する近親者を保護・支援する者の負担を軽減するための扶助を提供することが義務付けられている (SOL法5章10条)。

vi 犯罪被害者に対する特則

社会福祉委員会には、犯罪の被害を受けた者及びその近親者に対する扶助及び援助を提供することが任務とされ、以下の責務が規定されている (SOL法5章11条)。

(1) 近親者による暴行、その他の暴力を受けている女性又はそれらを受けたことがある女性に対しては、その状況を変えるための扶助及び援助の必要があることに特に配慮すること (同条2項)。

(2) 犯罪による被害を受けた少年及びその近親者に対して、その必要な扶助及び援助を行うこと (同条3項)。

(3) 近親者による暴行、その他の暴力又は、近親者に対する暴行、その他の暴力を目撃した少年も犯罪による被害者であることに特別の注意を払い、その少年が必要とする支援及び援助を受けられるようにすること (同条4項)。

vii 負債がある者に対する特則

コミュニオンは、負債がある者に対して、家計及び負債のカウンセリングを提供することが義務付けられている。個人再生手続³³⁾中であって、手続の開始を認められた個人再生又は個人事業主再生が完全に終了するまでの者もこの負

33) 「個人再生手続」(Skuldsanering)は日本にない制度であり、Skuldsaneringslag (2016:675)に規定されている。また、個人事業主(företagare)を対象とした再生手続(F-Skuldsanering)に関する特別法もあり、Lagen (2016:676) om skuldsanering för företagareに規定されている。これらの手続は、債務者が負債を支払う責任から、その一部又は全部を解放される手続で、自然人及び個人事業主を対象とするものとされているので、近似すると思われる「個人再生手続」、「個人事業主再生」の用語を当てている。

債のある者に含まれ、その債務が解決されるまでは上記カウンセリング提供義務の対象とされている（SOL法5章12条1項）。

また、消費者庁には、各コミューンが提供する上記家計及び負債のカウンセリングを支援し、指導することが義務付けられている（同条2項）。

第6 家庭外における保護の措置

1 総則

社会福祉委員会は、自身の家庭とは別の家庭（他の家庭）に居住する必要がある者又は、他の家庭で保護を受ける必要がある者が、①養護家庭、②居住・保護の措置のための家庭施設、③16歳から20歳の少年及び若年者のための支援施設、にそれぞれ受け入れられるように配慮することが義務付けられている。特に、同委員会の斡旋により他の家庭に受け入れられた者に対しては、その者が良好な保護を受けられるようにする責務がある。ただし、16歳から17歳の少年を支援施設に収容するのは特別な理由がある場合に限られている。

上記保護の措置は、社会福祉委員会と協議して行われるが、本人と親族その他の近親者との連帯、家庭とのつながりを促進するように実施されなければならないものとされている（SOL法6章1条・4条）。

また、コミューンには、上記①～③の家庭・施設との連携を保持する責務がある。もっとも、特別の家庭施設³⁴⁾については国家の責務となり、その受け入れの実施については国家施設庁（SiS）³⁵⁾が指導するが、特別な理由がある場合には、その施設の整備・運営を、合意に基づいて、県（ランヅティング）又はコミューンにその業務を委任することができるものとされている（同章3条）。

34) LVU法12条の若年者特別家庭施設（「12条ホーム」と呼ばれている。詳細は、廣瀬・前掲注6）「外国少年司法事情7」99頁）及び「特定の場合における薬物乱用者の保護に関する法律」（1988年法律第870号）22条・23条による家庭施設が挙げられている（SOL法6章3条）。

35) 国家施設庁（SiS）については、廣瀬・前掲注6）「外国少年司法事情7」98頁以下参照。

2 少年の受入れに関する特則

(1) 少年の配置の基準

少年を施設等に配置するときには、常に少年の最善の利益に配慮しつつ、第一に少年を親族等に受け入れさせることは可能かどうかを慎重に検討することが義務付けられている(同章5条)。

(2) 個人家庭等への保護措置の許可等

少年に、両親・監護権者以外の個人家庭における継続的な保護及び養育を受けさせるには、社会福祉委員会による保護措置に関する許可・決定(以下、許可等という。)が必要とされている(同章6条1項)。

上記許可等を行うには、受入れ予定の家庭の諸事情、その家庭における保護環境等についての調査が必要とされており、一時的な保護及び養育のために少年を繰り返し受け入れている家庭(当番家庭)への配置の場合においても同様の調査が必要とされている。なお、当番家庭における保護は、特別な理由がない限り、社会福祉委員会の調査終了後、2か月を超えて行うことはできないものとされている(同条2~4項)。

上記許可等に関して、配置先が他のコミュニンの地域にある個人家庭の場合、社会福祉委員会は、上記許可等の前に、そのコミュニンに通知し、協議することが義務付けられている。また、個人家庭に配置されている者が他のコミュニンによる決定後もそこに滞在する場合にも、社会福祉委員会は、そのコミュニンに通知し、協議することが求められている(同章6条a)。

上記継続的な保護及び養育のための少年の受入れに対する許可は、監護権者の支援助の必要を満たす義務のあるコミュニンの社会福祉委員会がこれを行うものとされ、SOL法同章6条による許可を与えた社会福祉委員会には、その責務³⁶⁾の履行が求められている(同章9条)。

なお、個人又は社団³⁷⁾には、上記個人家庭への少年の受入れを目的とした

36) 第6・2(4)ア~オの責務である(SOL法6章7条・7条a)。

37) この社団(sammanslutning)は、外国の少年の養子縁組を手配するための公認された組織であり、その手配を受ける権利については、「国際養子縁組の手配に関する法律」(lagen(1997:192) om internationell adoptionsförmedling)に規定がある(同章16条、後記第6・3も参照)。

活動は禁じられている（同章10条）。

（3）養護家庭との取り決め等

社会福祉委員会は、養護家庭への配置に関する決定に関して、養護家庭としての採用を予定する者との間で、配置のもとでの少年の扶助及び救護の必要性に関する社会福祉委員会及び養護家庭の責任を明らかにする契約を結ぶことが義務付けられている（同章6条b）。

また、社会福祉委員会には、養護家庭及び当番家庭における少年の保護のために採用を予定する者に対し必要な教育を行うことが義務付けられている（同章6条c）。

（4）社会福祉委員会の責務

養護家庭、当番家庭、その他の個人家庭、支援施設、保護・居住のための家庭施設において保護措置を受ける少年に対して、社会福祉委員会には以下の責務がある（同章7条・7条a）。

ア その少年が良好な保護措置、養育及びその他の好ましい成育環境を享受できるように貢献すること。

イ その少年が適切な教育を受けられるように対応すること。

ウ その少年が必要な健康・医療保護を受けられるように対応すること。

エ 監護権者及び両親に対して助言、扶助及びその他の必要な援助を与えること。

オ その少年を保護する者に対して、助言、扶助及びその他の必要な援助を与えること。

（5）追跡調査等

ア 社会福祉委員会には、下記i～ivの方法により、養護家庭、当番家庭、支援施設又は保護・居住のための家庭施設において、保護措置を受ける少年や若年者に対する保護措置を慎重に追跡調査することが義務付けられている。

i 少年又は若年者が収容されている家庭施設に対する定期的な個人訪問

ii 少年及び若年者との個人面談

iii 自身の家庭に少年又は若年者を受け入れている者³⁸⁾との面談

iv 監護権者との面談

また、社会福祉委員会には、少年・若年者の健康、発達、社会的行動、通学、親族及びその他の近親者との関係に特に注意を払うことが求められている（同章7条b）。

イ 社会福祉委員会には、以下の事項が義務付けられている（同章8条1項・2項）。

①少年がSOL法に基づいて自らの家庭以外の家庭・施設において保護を受ける場合、最低でも6か月に1度、保護措置を継続する必要性、保護措置の目的・計画の適否について慎重に検討すること。

②少年が同一の養護家庭に収容されて3年間経過しているときには、監護権の移転³⁹⁾を申し立てる必要について慎重に検討すること。

なお、以前より少年が配置されていた養護家庭の特に指名された1名又は2名の監護権者に、少年の監護権が移転した場合、コミュニケーションはこの監護権者に合理的な補償を続けることができる。また、社会福祉委員会には、その監護権者に対して助言と扶助を与えることが義務付けられている（同章11条）。

(6) 専任保護官の選任

社会福祉委員会には、養護家庭、支援施設又は保護・居住のための家庭施設において保護措置を受ける少年・若年者に対しては、その者と責任をもって対応するソーシャル・ワーカー（専任保護官）⁴⁰⁾を慎重に選任することが義務付けられている。専任保護官には、少年・若年者の必要と希望に応じて適切な範囲において、少年・若年者を定期的に訪問することが義務付けられている（同章7条c）。

3 その他

少年の受入れについては、国境を越えた少年の受入れと配置（同章11条a・b）、国際養子縁組（同章12条ないし16条）の特則がある。

38) 面談の対象は、自身の家庭に少年・若年者を受け入れている一人又は複数の者とされている（同章7条b第1項3号）。

39) 親子法（Föräldrabalken（1949：381））6章8条に基づく申立てである。

40) 専任保護官は、社会事業局のソーシャル・ワーカー（socialsekreterare）である。

第7 私的活動等と報告義務に関する規定

1 私人等⁴¹⁾による活動

私人等は、保健・福祉ケア監察局⁴²⁾による許可を得ずに、以下の活動を専門的に行うことは認められていない（SOL法7章1条1項）。

- (1) 支援施設又は保護・居住のための家庭施設の活動
- (2) ①特別な支援を必要とする老年者に対するサービスホーム⁴³⁾
②障害を有する者に対する特別支援付き居住施設⁴⁴⁾に相当する住居という形態における活動
- (3) 一定の全日的保護措置のための家庭施設又は開放的施設の活動
- (4) 全日ではなく1日の特定時間帯における保護のための家庭施設又は開放的活動
- (5) 社会福祉委員会に対して、
 - ①養護家庭及び当番家庭⁴⁵⁾への少年の収容を提案すること
 - ②少年を受け入れる上記家庭施設に対する扶助・指導を与える活動
- (6) 家事援助の活動

2 保健・福祉ケア監察局による許可等

コミュニオン及び県（ランズティング）が、上記1の(1)～(4)及び(6)の活動を行う場合には、その活動開始の前に保健・福祉ケア監察局にその旨報告する義務がある（同条2項）。上記の諸活動はコミュニオンや県も行うことができ、この場合、私人と異なり許可までは必要とされないが、報告義務が課されている。

41) 私人等に当たるものとして、個人のほかに会社、団体、社団、基金が挙げられている。

42) Inspektionen för vård och omsorg のことであり、英訳は Health and Social Care Inspectorate とされている。

43) ケアとサービスを行うための特別な施設である（廣瀬・前掲注6）「外国少年司法事情10」149頁参照）。

44) この施設については、廣瀬・前掲注6）「外国少年司法事情10」149頁参照。

45) 当番家庭とは、一時的な保護及び養育のために少年を繰り返し受け入れている家庭のことである。

上記1の許可は、その活動が良好な質と安全性を満たす場合にのみ与えることができる(同章2条1項)。上記許可には、その活動に関する規則について、経験などを通じて、十分理解している者であること、活動の公共性に鑑み、自らの責務を完遂する意思及び能力があること、他の点についても遵法性があること、上記規則に従うことができる経済的な基盤を有すること、などが考慮される(同条2~4項)⁴⁶⁾。また、上記許可には、活動における質と安全の重要性に関する条件を付加することができる(同条5項)。

なお、活動が、その全体若しくは本質的な部分において変更又は変動した場合には、新たな許可を申請することが義務付けられている(同条6項)⁴⁷⁾。

3 情報の記録・保管等

(1) 記録の義務付け等

SOL法による保健・福祉ケア監察局の監督に服する私的活動については、書面での記録の義務付け、文書へのアクセス制限等、記録における個人の尊厳への配慮義務、個人に対する業務上の注記事項等についての本人への通知、本人により指摘された誤りの注記等に関する規定が準用される(同法7章3条・同法11章5条・6条)。

(2) 記録の保存・廃棄義務

「社会事業における個人情報取扱いに関する法律」(2001年法律第454号)による情報管理の対象となる個人事歴に関する注記事項等の情報については保存義務があるとともに、最後に情報が記入されてから2年後にはその廃棄義務が生じるとされている(SOL法7章3条1項前段)⁴⁸⁾。

家庭施設等⁴⁹⁾に収容され、あるいは受け入れられた少年に関する私的活動の個人事歴の文書は、上記廃棄義務が生じた場合、保管のために、その収容等

46) 法人に関しては、その役員や活動についての決定上影響力を持つ者に対してこれらの要件が審査されることになる(SOL法7章2条2項2文1号から4号・2018年法律第1156号)。

47) 同改正法により、2019年1月1日以降は、同章1条の許可を認められた者の範囲の変更の保健・福祉ケア監察局への通知義務(同章2条a)、同局による1条の申請料の徴収(同章2条b)も定められている。

の決定をした社会福祉委員会に対して提出することが義務付けられている（同章3条a第1項）。

なお、廃棄義務が生じる私的活動における文書についても、代表標本として一部が保管されることとされている⁵⁰⁾。

(3) 記録の閲覧・謄写等

保健・福祉ケア監察局による監督に服する私的活動における個人事歴に関する文書は、その関係者による要請がある場合、後述する守秘義務の規定に反しない限り、閲覧、謄写⁵¹⁾のために提供される（同章4条1項）。この提供の可否は、個人事歴の管理責任者によって審査されるが、その管理責任者が個人事歴の全部又は一部に提供の必要がないと判断した場合には、直ちに、その審査のために保健・福祉ケア監察局に対してその意見を示さなければならない（同条2項）。

保健・福祉ケア監察局は、上記個人事歴に関して、①当該活動が終了した場合、② SOL 法・規則に従って取り扱うことができない蓋然性がある場合、③ 上記管理責任者が保管を申請する場合、④当該事歴を保管する明白な必要性がある場合、上記個人事歴を保管する旨の決定をすることができる（同章5条1項）。

保管されている個人事歴は、その返還が可能であって、上記①～④の保管事由がない場合には、返還が義務付けられる。その返還に関する決定は、上記管理責任者による申請後に保健・福祉ケア監察局によって承認される。保管され

48) 「社会事業における個人情報の取扱いに関する法律」により管理される情報は、その管理の必要がなくなってから2年後に廃棄が義務付けられるので、この2年間（保管期間）経過までは廃棄されないことになる（SOL 法7章3条1項後段・2項）。また、廃棄はその発生から1年以内に終了することが義務付けられている（同条3項）。

49) この施設は、保護、住居、支援住宅、生活上困窮している者への特別サービス付き住宅への居住のための家庭施設のことである（同法7章3条a・5章7条3項）。

50) 代表標本とされた資料は、代表標本として選択されたコミュニケーション、代表標本と選択された個人に関する他のコミュニケーションにおいて、措置の決定をした社会福祉委員会に保管のため提出することが義務付けられている（同法7章3条a第2項）。

51) 関係人に対し、上記文書の原本又は複写物の筆写又は複写のために可能な限り速やかに提供する義務がSOL 法7章4条1項に規定されている。

た個人事歴は、それを保管するコミュニオンにおける公文書館に隔離され、その個人事歴の受入れから2年間保存が義務付けられる。前記少年に関する事歴、代表標本等についてはその後も保管を続けることができる。保管された個人事歴を保管する機関は、その事歴内の情報が個別の事件のために求められる場合には、保管する前の管理責任者と同様の情報提供義務を負う(同条2項)。

調査・報告された少年に関する虐待、又はその明白な危険に関する報告書等の文書等は、最後の記録がなされてから5年後に廃棄されることとされている(同章6条2項・14章6条)。

社会福祉委員会は、専門的に行われる私的活動において行われる措置に関する決定をした場合、その活動を行う者との間で前記報告書等の提出義務に関する契約を結ぶことができる(同条3項)。

第8 費用の求償・徴収、過剰な給付の回復等

1 生活費等

処遇的な性質の扶助措置及び援助措置の対象者個人には費用負担は原則として伴わないが、アルコール、薬物等の乱用による保護・居住のために家庭施設等での保護等を受けた者については、その生活費の支払を求めることができる(ただし、少年は対象から除外されている。SOL法8章1条1項)。

2 少年の両親への求償

少年が社会福祉委員会の機関を通じて、自分の家庭以外の家庭施設において保護を受けた場合、その両親は、合理的な範囲内でコミュニオンの費用の一部を負担する責任を負う。この場合には、社会福祉委員会は、その少年に関する扶助料を減じることができる(同章1条2項)。

3 料金の徴収

コミュニオンは、家族相談、少年又は若年者のための活動⁵²⁾であって処遇的

52) 若年者及び少年に対する特則(SOL法5章1条)による活動に関する規定である。この特則については、廣瀬・前掲注6)「外国少年司法事情10」147頁以下参照。

な性質の扶助措置ではないもの、養子縁組前の保護者教育、在宅援助、訪問援助、特別住宅施設における居住等⁵³⁾について、コミューンの決定に基づいて合理的な料金を徴収することができる（同章2条⁵⁴⁾。

なお、料金の価格基準、算定基準、最低金額の基準等についても規定されている（同章3条～7条）。

4 給付の回復など

社会福祉委員会は、生活維持のための生活支援・援助等で過剰に行った給付などについては、その過剰分⁵⁵⁾を合理的な限度で回収することができるが、回収に関する決定は書面で行うこととされている（同法9章1条・2条⁵⁶⁾。

回収に関する訴えは、コミューンの支出から3年以内に回収対象者の住居を管轄する行政裁判所に提起することができるが、その対象者がその支払によって収支のバランス維持、日々の生活維持が困難となるなど、請求権の承認が妨げられる場合には訴えは認められないとされている（同章3条）。

また、社会福祉委員会は、対象者の上記料金の支払義務、回収の返還義務の全部又は一部を免除することができる（同章4条）。

第9 委員会組織

1 社会福祉委員会の根拠規定

社会福祉委員会については、コミューン法（2017年法律第725号）における委員会に関する規定が適用される（SOL法10章1条⁵⁷⁾。

53) 高齢者及び障害者に対する特別な居住施設の居住を指す（同章5条2項・7条3項）。

廣瀬・前掲注6)「外国少年司法事情10」149頁参照。

54) 当然のことと思われるが、料金はコミューンの負担した費用が上限とされている（同法8章2条1項ただし書）。

55) 過剰となった原因としては、誤った情報によるもの、情報提供の懈怠などによるものが挙げられている（同法9章1条・2条）。

56) 同章1条の場合以外の過剰給付の回収については、その給付を受けた者が過剰な給付であると合理的に気付くべきであった場合（同章1条2項）、補償の前金、労働争議の場合、利用不能の者へ給付、返金条件付きの場合などに限定されている（同章2条）。

2 審判と裁定

SOL法, その他の法律に基づく社会福祉委員会による審判と裁定においては, 社会福祉委員会自身により, 又はその代理人を通じて, コミューンに対し訴えを起こすことが義務付けられている(同章2条)。

3 意見具申等

社会福祉委員会は, 代理人, コミューンの執行機関, その他の委員会, その他の機関に対し, 必要と考える意見具申を行うことが義務付けられている。また, 社会福祉委員会の活動に必要である場合, コミューンの執行機関, その他の委員会, 社会福祉委員会の属するコミュニティの事務所及び職員に対して, 必要な所見及び説明を求めることができる(同章3条)。

4 代理人の任命

社会福祉委員会を代表して決定を行う権限は, 法律に定められた任務⁵⁸⁾である裁定に関する委員会の構成員又は代表者に対してのみ, これを委任することができる(同法10章4条・5条)。この委任は, 親子法については, 定められた特定の任務⁵⁹⁾に関してのみ行うことができる。

また, 少年の家庭への受入れの禁止・制限(同法5章2条)に関する決定の承認等には委任を行うことができない(同法10章6条)。

57) コミューン法6章(理事会及びその他の委員会)の規定であり, 議会との関係, 議会による委員会の構成員及び代理構成員の選任, 委員会による決定, 執行責任, 説明責任, 配慮義務, 権限の限界, 委員の任期, 会合の期日・定足数, 欠格事由, 裁定の方法, 議事録, 裁定の委任, 決定の通知等が定められている。

58) SOL法6章6条・8条・11条a~13条・14条・9章3条, LUV法4条・6条・11条1項・3項・13条・14条3項・21条・22条・24条・26条・27条・43条, 「特定の事件における薬物乱用者の保護に関する法律」(1980年法律第870号)11条・13条が挙げられている。

59) この任務として, 親子法1章4条・9条, 2章1条・4条~6条・8条・9条(ただし調査不開始, 調査打ち切り権限を除く)・3章5条・6条・8条, 6章6条・14条a第2項・15条a第3項・13条a(ただし, 委員会の構成員又は代表者によって構成される特別部に対してのみ委任可)・15条c第3項・19条(監護権, 同居権, 面会交流権についての審判と裁定に関する調査員の選任決定), 7章7条, 11章16条2項が列挙されている。

第10 裁定の取扱い

1 調査

(1) 調査開始

社会福祉委員会は、申立て、報告、その他により、同委員会が認知したものであって、同委員会による措置の事由となるものに関しては遅滞なく調査を開始すること、及びその調査の際に判明した裁定に意義のある事項を十分に取り上げることが義務付けられている（SOL法11章1条）。

社会福祉委員会は、上記報告が少年又は若年者に関わるときには、直ちに、その少年又は若年者に即時の救護が必要か否かを判断することが義務付けられている。また、その判断は書面に記録することが義務付けられている（同章1条a第1項）。

社会福祉委員会は、上記報告が到達してから14日以内に、特別に強い理由がない限り、調査の開始・不開始の決定を下さなければならない。ただし、報告に関する調査が既に開始されている場合には、この決定は不要とされている（同条2項）。

(2) 調査方法等

社会福祉委員会は、少年の救護又は扶助に関する同委員会の介入の必要性についての調査に際して、同委員会による措置の必要性を判断するため、専門家の意見を聴くほか、必要な連絡をすることができる（同章2条1項）。

その調査は、不要な侵害や不利益を伴わず、必要最小限度の範囲を超えないように行うことが義務付けられている（同項後段）。

その調査は迅速に行い、遅くとも4か月以内に終了しなければならないが、特別な理由がある場合には、社会福祉委員会は、一定期間、調査を延長する旨決定することができる（同条2項）。

その調査に関係する者には、特別な支障がない限り、調査の開始について直ちに通知することが義務付けられている（同条3項）。

社会福祉委員会には、救護又は扶助のための介入の要否の調査（同章2条）を完了するとともに少年の居住するコミュニティの変更に関しても裁定をする義

務がある。申立等についての調査（同章1条）及び薬物乱用者の保護に関する裁定についても同様である。少年が新たに居住することになるコミュニティには、上記裁定のために必要となる調査について、社会福祉委員会の要請に基づいて支援する義務がある（同章4条1項⁶⁰）。

(3) 追跡調査

社会福祉委員会は、①少年の扶助又は救護の必要性に関する調査が介入の決定がなされることなしに終了した場合、②少年の養護家庭又は保護・居住のための家庭施設における収容が終了した場合において、少年がLVU法の対象となる状態⁶¹にはないが、社会福祉委員会の支援又は救護を受ける特別な必要があると認められ、その措置の同意が得られない場合、少年の状況の追跡調査を決定することができる（SOL法11章4条a・同条b）。

社会福祉委員会は、上記追跡調査に際して、前記(2)の専門家の意見聴取等や監護権者の同意・同席なしで少年との面談を行うことができる。この追跡調査は、①の調査又は②の収容が終了したときから遅くとも2か月以内に、それ以前に前記(1)の調査開始の理由を認めたときはそのときに、終了することが義務付けられている。また、社会福祉委員会は、15歳以上の少年及び関係する監護権者に対し、追跡調査の開始及び終了の決定を通知することが義務付けられている（同章4条c）。

2 保護計画等

(1) 保護計画

社会福祉委員会は、保護・居住のための家庭施設、支援住宅、養護家庭における保護を必要とする者がいるとき、その手配を予定する保護措置のために、計画書（保護計画）を作成しなければならない（SOL法11章3条1項）。

60) 新たに居住することになるコミュニティが裁定の引継ぎに同意する場合、他のコミュニティに裁定の管轄が移動する場合には、SOL法11章4条1項は適用されないとされている（同条2項）。

61) LVU法の保護の措置の要件である虐待、薬物乱用等による若年者の健康・成長が侵害を受ける明白な危険がある場合である。詳細は、廣瀬・前掲注6)「外国少年司法事情」7)97頁参照。

(2) 遂行計画

社会福祉委員会には、保護・居住のための家庭施設、支援住宅、養護家庭における保護を受ける少年又は若年者に対しては、その保護措置の遂行方法に関する計画書（遂行計画）を作成することが義務付けられている（同条2項）。

(3) 計画内容

保護計画及び遂行計画には、社会福祉委員会以外の機関の長が責任を持つ措置・援助供与についても取り入れなければならない（同条3項）。

3 裁定の記録

個人及び支援措置の決定の遂行に関する裁定の取扱い、保護措置及び処遇については書面で記録することが義務付けられ、その記録には、裁定における決定・措置、事実的事情及び重要な出来事を示すこと、個人の個人的事情に関する文書は権限のない者にはアクセスできない形で保管することが義務付けられている（SOL法11章5条）。

記録については、記載するに当たって個人の尊厳に十分な配慮を払うこと、対象者個人に関する業務日誌上の注記事項、その他の記載について、その者に逐次通知すること、記録された情報に誤りがあるとその対象者個人が考える場合、その旨の注記をすることが義務付けられている（同章6条）。

4 行政手続法（2017年法律第900号）⁶²⁾の準用

社会福祉委員会のすべての裁定には、関係機関・団体からの意見聴取（行政手続法26条）⁶³⁾の規定が準用される（SOL法11章7条）。

社会福祉委員会の裁定で個人に対する公権力の行使に関するものには、行政手続法の以下の規定（行政手続法10条〔当事者の意見〕、同法11条・12条〔審理

62) 行政手続法については、前掲注3)・萩原『[翻訳]スウェーデン手続諸法集成』に2010年までの条文訳と解説がある。また、スウェーデン行政手続法の概説書の翻訳として、前掲注3)・萩原訳・ハンス・ラーグネマルム『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』がある。

63) 特有の意見聴取の制度でレミス（remiss）と呼ばれるものである。詳細については、前掲注3)・萩原『スウェーデン法律用語辞典』180頁参照。

の遅れに関する措置], 同法 23 条 [調査責任], 同法 24 条 [当事者が口頭で情報提供を受けられる場合]⁶⁴⁾⁶⁵⁾, 同法 25 条 [コミュニケーション], 同法 31 条 [決定の書面での記載事項], 同法 32 条 [決定の理由付け], 同法 33 条・34 条 [決定内容の通知及び不服申立の方法], 同法 36 条 [誤記等の更正]) が準用される (SOL 法 11 章 8 条 1 項)。

また, 他の公的機関による個人に対する公権力の行使に関する審理と裁定におけるその公的機関に対する申立て・意見に関する場合にも上記規定が準用される (同条 3 項)。なお, 公権力の行使に関する SOL 法の審理又は裁定における個人への送達については特則⁶⁶⁾が適用される (同章 12 条)。

5 少年に対する特則

少年に関する措置については, 少年に対して重要な情報を伝えることが義務付けられる。少年に対しては, 少年自身に関する問題については自身の意見を示す機会を与えること, 少年がその意見を示さない場合には, その考え方を他の方法により可能な限り明らかにすることも義務付けられ, その少年の意見・考え方は, その年齢と成熟度に比例して重視されることになる (SOL 法 11 章 10 条 1 項)。

15 歳以上の少年は SOL 法による審理と裁定に関して自分の主張を自ら伝える権利を有する。裁判所は 15 歳未満の者に対して, その意見の聴取をすることができるが, 聴取によってその情操を害されない場合に限られる (同条 2 項)。

64) 高齢者及び障害を有する者に対する特別な居住 (SOL 法 5 章 5 条 2 項・7 条 3 項) に関する裁定, その他類似するソーシャル・サービスに関する裁定における申請者に関する情報には準用されない (同法 11 章 8 条 2 項)。

65) 私人に対する職権行使の裁定について, 行政手続法 17 条は, 私人に対する情報の提供・意見聴取を原則とするが, 公的機関の優先判断を例外的に認めているところ, 社会福祉委員会に対しては対象者の意見陳述の優位を認め, その旨の告知を要求している (同章 9 条)。

66) 対象者への配慮から, LVU 法 38 条と同様に送達法 (2010 年法律第 1932 号) の本人以外への送達, 公示送達の適用が排除されている。廣瀬・前掲注 6) 「外国少年司法事情 8」100 頁以下参照。

少年の救護又は扶助のための介入の必要性に関する調査（同章2条）に際して、少年は監護権者の同意及び同席なくして聴取を受けることができる。監護権の移転（親子法6章7条・8条）に関して社会福祉委員会が主導する調査の際も同様である（SOL法11章10条3項）。

6 関係機関からの情報取得等

社会福祉委員会は、学習支援委員会、社会保険庁、年金機関、失業保険基金、職業安定所における個人に対する保険金、補償、その他の支援に関する情報、個人に関する情報を受け取ることができ、理由がある場合には、これらの機関は上記の情報を社会福祉委員会に自ら提供するものとされている（SOL法11章11条・11条a）。

また、国税庁における収入区分・臨時収入、税金の還付に関する個人の情報も受け取ることができる（同章11条b）。

第11 情報の取扱い

1 情報の廃棄

「社会事業における個人情報の取扱いに関する法律」の規定による情報管理の対象となるもののうち、社会福祉委員会での個人事歴に関する注記事項、その他の情報で、最後に情報の記載がなされてから5年後に廃棄が義務付けられるが、その情報に関する事由が存続する場合にはその事由の終了後5年後に廃棄されることになるが、情報の廃棄はその義務発生後1年以内に完了することが義務付けられている（SOL法12章1条）。ただし、親子関係の一定の情報⁶⁷⁾や代表標本とされた文書に関しては廃棄の特則が規定されている（同章2条）。

67) 父権・親権（親子法1章9条）、養子縁組の調査に関して提出・作成された文書、保護又は居住のための家庭施設、養護家庭、支援住居、障害者の特別の住宅（SOL法5章7条3項）又は他の保護家庭への少年の収容・受入れに関連して提出・作成された文書（同法12章2条1項1～3号）は上記廃棄の対象から除外される（同条2条1項）。監護、居所、面会交流（親子法6章）に関し、社会福祉委員会により認められた協定は、少年が18歳になるまで廃棄することができないとされている（同条2項）。

2 社会福祉委員会の情報提供・通告義務等

社会福祉委員会が扱う個人に関する情報は秘密保持の要請が高いため、原則、情報提供の対象から除外されている（SOL法12章7条3項・10条3項等）。

しかし、他の公益目的等の合理的な事由のある場合には情報提供が行われる。すなわち、緊急な統計上の目的のため、厚生庁（Socialstyrelsen）への情報提供（同章5条）、国家機関の個人情報調査で個人・近親者に侵害の危険性がない場合の国家機関への情報提供（同章6条）、租税の徴収過誤等の防止のため、他の機関の要請を受けての他の機関への経済的援助給付の情報提供（同章7条1項）、コミュニケーションの他の委員会による社会事業遂行のため、裁定中である事項についての情報、特別な施設の配置・管理に関する情報の他の委員会への提供である（同条2項）。

社会福祉委員会は、裁判所が若年者の保護措置、少年奉仕命令を課した場合に、LUL法30条b又は刑法32章4条による措置のための事由があると思料するときには、その旨を検察庁に通告することが義務付けられている（同章8条）。

また、社会福祉委員会には、その活動上、薬物乱用、又はその兆候等を関知した場合、公衆衛生局への遅滞ない報告が義務付けられている（同章9条）。

なお、社会福祉委員会が委員会の活動を妨げる犯罪を警察に通報することは、機密性を損なわないと解されており（同章10条1項）、その他の場合でも、犯罪の容疑者に関する情報、生起する犯罪の防止・行われている犯罪の阻止に必要な情報を検察庁、警察、公安警察等の公的機関に提供することは機密保持の一定の例外とされている。

また、警察・公安警察への犯罪予防目的での21歳未満の若年者に関する情報提供も一定限度で許容されている（同条2項）。

裁判所、検察庁、警察、公安警察、執行官、国税庁からの要請による保護・居住のための家庭施設、支援住居、養護家庭への滞在に関する情報、高等教育又は警察のプログラムから離脱することに関する裁定の審査のため、社会事業から、機密性を損なうことなしに提供することが義務付けられている（同条3項）。

第12 監督等

保健・福祉ケア監察局は、社会事業及び若年者特別家庭施設（SOL法6章3条）での活動に対する監督を行う（同法13章1条1項）。

監督の対象となる私人の活動は、①保健・福祉ケア監察局による許可を要する活動（同法7章1条1項・13章1条2項1号。前記第7・1）、②社会事業の任務遂行のためコミュニケーションと契約を結んだ活動（同法2章5条・13章1条2項2号）、③コミュニケーションがSOL法の責務履行のため発注した事業の活動（同法13章1条2項3号）である（同条2項）。

監督は、上記各活動が、法令及びそれに基づく決定による要請・目標を満たしていることを検証する（同章2条1項）。

監督においては、助言と指導、救済の不足及び虐待に対する救済の統制、監督により得られた知識・経験の伝達、公衆への周知・助言を行うことが保健・福祉ケア監察局に義務付けられている（同章3条）。

少年の状態に関する監督の際の少年に対する聴取は、面談によって少年が害を被ることがないと考えられる場合に、監護権者の同意・同席なしで、行うことができる（同章4条）。

SOL法による監督に服する活動を行う者は、保健・福祉ケア監察局の要請に基づいて、活動に関係する文書、その他の資料を提供し、その監督のために必要となる説明を行うことが義務付けられている（同章5条1項）。

保健・福祉ケア監察局は、法令等の要請を満たしていないと認めるときに限り（同章2条2項）、上記資料等の提供を命じることができる（同章5条2項⁶⁸⁾。

保健・福祉ケア監察局又は同局により選任された者は、その監督に服する活動を監察する権利を持つ。監察を受ける者には監察に必要な援助提供の義務があり、監察する者は、その活動のために利用されるホールやその他のスペース等にその居住者の同意の下での立入り、関係文書、資料等を一時的に管理する権限を持つ（同章6条）。

68) 資料等提供の命令には従わない場合の罰金を課すことができる（SOL法13章5条2項）。

監察を行う者は、警察からも監察達成に必要な援助を受けることができる(同章7条)。

保健・福祉ケア監察局は、監督に服する活動において、個人が受けることのできる措置について重大な虐待が生じていることを認知した場合、その活動の責任者に対し、その虐待の改善を命じることができる(同章8条1項)⁶⁹⁾。

その虐待が深刻であり、上記命令に従わない場合、同局はその活動に関する許可の全部又は一部を取り消す旨決定することができ、その活動が許可を必要としない場合には活動継続の全部又は一部を禁止する決定をすることができる。その虐待が個人の生命、健康、その他の個人的な安全に対する危険を意味する場合には、上記の命令を経ずにその活動の許可の全部又は一部を取り消すことができ、その活動が許可を必要としない場合には活動継続の全部又は一部禁止を決定することができる(同章9条)⁷⁰⁾。

保健・福祉ケア監察局は、上記のように許可の全部又は一部が取消される蓋然性があり、その決定を待つことができない場合には、一時的に活動継続の全部又は一部禁止の決定をする旨の決定をすることができる。この決定は6か月まで有効であるが、特別に強い理由がある場合には6か月延長することができる(同章10条)。

私的活動に関する報告義務(同法7章1条2項)を履行していないコミュニケーション、県(ランツティング)に対してその履行を命じることができ、この命令には罰金を付すことができる(同章8条2項)。

第13 報告と救済等

少年と若年者に関わる活動を行う公的機関、保健医療、司法精神検査、社会

69) 改善の命令には、改善のため不可欠であると保健・福祉ケア監察局が考える措置に関する情報が含まれなければならない、この命令には従わない場合の罰金を付すことができる(同章8条)。

70) 「少年を受け入れる特定の住居における職員の登録管理に関する法律」(2007年法律第171号)による義務の懈怠が悪質である場合、保健・福祉ケア監察局は、その活動に対する許可を取り消す旨決定することができ、その活動が許可を必要としない場合には、その活動の全部又は一部を禁止する旨決定することができる(SOL法13章11条)。

事業において活動する他の公的機関、矯正局、警察、公安警察、これらの公的機関の被雇用者、専業として個人の活動を行う者（専業個人従事者）で、少年及び若年者に関わる職務、その他の保健医療保護又は社会事業の領域の職務を行う者は、その活動において少年が虐待を受けていることを知るか、その嫌疑を懐いた場合、社会福祉委員会に報告することが義務付けられている（SOL法14章1条）。

家族相談の業務に関する活動をする者は、少年が家庭において性的搾取を受け、身体的・精神的虐待にさらされていることを、自身の活動において知った場合、その旨を直ちに社会福祉委員会に報告することが義務付けられている（同条2項）。

上記公的機関、被雇用者、専業個人従事者には、少年の扶助・救護の必要性の調査において、重要となり得る全ての情報を社会福祉委員会に提供する義務が課されている（同条3項）⁷¹⁾。

社会福祉委員会は、少年の最善の利益に鑑みて適切である場合、上記報告を行った者と少年、監護権者との間で会合を持つことが義務付けられている（同章1条a）。

また、社会福祉委員会は、上記報告を行った者に対して、調査の開始・不開始、調査中であることを告知することができ、その告知は、上記報告者の要請があれば、諸事情から不適切でない限り、義務付けられている（同章1条b）。

少年が虐待を受けていることを知り、又はその疑いを懐いた者は、全て、社会福祉委員会に報告する義務がある（同章1条c）。

社会事業の領域内又は国家施設庁において職務を行う者は、全て、行われる活動、処置が高い質を保つように努めることが義務付けられている（同章2条）。

社会事業の領域内又は国家施設庁において職務を行う者は、その措置等を受ける者又は受けることになり得る者に関して、虐待、又はその明白な危険性に自ら気付くか知った場合、直ちにそれを報告することが義務付けられている

71) 子どもオンブズマンからの報告については、「子どもオンブズマンに関する法律」（1993年法律第335号）7条が適用される（SOL法14章1条4項）。

(同章3条1項)。

上記報告は、專業個人従事者としての個人の活動ではその活動を行う者、国家施設庁での活動ではその長官、その他の場合は社会福祉委員会の関係者に対して行われる(同章3条2項)。

上記報告を受ける者は、各自の活動の範囲内で職務を遂行する者に対してその責務(同章2条)及び報告義務(同章3条)について告知することが義務付けられている(同章4条)。

專業個人従事者の活動で上記報告を受けた者は、それを社会福祉委員会の関係者に告知することが義務付けられている(同章5条)。

虐待、又はその明白な危険性は、遅滞なく記録、調査し、救済又は除去することが義務付けられている(同章6条)。

重大な虐待、又はその明白な危険性は、可及的速やかに、保健・福祉ケア監察局に報告する義務がある。虐待等の発生に基づいて行われた調査も報告が義務付けられており、その報告は、社会福祉委員会、專業個人従事者、国家施設庁の長官のいずれかが行う。專業個人従事者は、報告を社会福祉委員会の関係者に告知することが義務付けられている(同章7条)。

第14 守秘義務

SOL法による措置に関係する專業個人従事者又はその活動をした者がその活動の際に知った対象者の個人的状況、個人の家族相談について活動する者又は活動した者が相談に伴って得られた情報及び対象者が秘密として提供した情報は、いずれも許可無く公開することができないとされている(SOL法15章1条・2条)。

公益的活動においては、「情報公開及び秘密についての法律」(2009年法律400号)が適用される(同章3条)。

第15 その他

1 不服申立等

(1) 社会福祉委員会による決定に対する不服申立

①コミュニケーションによる介入措置の申請（SOL法2章a第8条）、②生活支援の補助（同法4章1条）、③生活支援の継続の拒否・引下げ（同章5条）、④少年の家庭受入れの禁止・制限（同法5章2条）、⑤保護措置の許可（6章6条）、⑥養子縁組の許可（同章12条）、⑦養子縁組許可の取消（同章13条）、⑧養子縁組手続継続の同意（同章14条）、⑨料金の価格基準等（同法8章4条ないし9条）に関する決定に対しては行政地方裁判所に対して不服申立をすることができる。

上記各決定は即時に有効となるが、行政地方裁判所又は行政高等裁判所は、これらの決定の執行時期を定めることができる（同法16章3条）。

(2) 保健・福祉ケア監察局による決定に対する不服申立

①活動の許可（同法7章1条）、②個人事歴の保管（同章5条）、③関係資料提供の命令（同法13章5条）、改善の命令（同章8条）、④活動の許可の取消・禁止（同章9条～11条）、⑤裁定の移送（同法2章a第11条）に関する決定には、行政地方裁判所に対して不服申立をすることができる（同法16章4条）。その他のSOL法による保健・福祉ケア監察局の決定には不服申立をすることはできないとされている（同条3項）。

②～④に関する裁判所と保健・福祉ケア監察局の決定は即時に効力を生じる（同条5項）。

(3) 行政高等裁判所への不服申立

SOL法による決定に対する行政高等裁判所への不服申立については、審理許可を受ける必要がある（同章5条）。

2 罰則

(1) 罰金

①少年の家庭受入れの禁止・制限（同法5章2条）に違反した者、②少年に対する保護措置等の許可（同法6章6条）、外国に居住する少年の養子縁組の許

可(同章12条)に関する義務を怠り、「国際養子縁組機関に関する法律」10条所定の義務を怠った者、③私的活動(同法7章1条)を許可なしに行った者、④活動の禁止(同法13章9条・10条)に違反して活動を継続した者に対しては罰金が科される⁷²⁾。上記①②の罪に対する公訴の提起には厚生庁の許可、③④の罪に対する公訴の提起には保健・福祉ケア監察局の許可がそれぞれ必要とされている(同法16章6条)。

(2) 課 徴 金

社会福祉委員会の決定又は裁判所の決定に従って定められた生活支援(同法4章1条)を合理的な期間内にコミュニケーションが提供しない場合、その決定の執行中断から合理的期間内に新たな補助を提供しない場合、そのコミュニケーションには特別料金(課徴金)⁷³⁾が課される(同法16章6条a第1項・2項)。課徴金を課された後、なおもコミュニケーションが補助の提供を怠る場合には前記課徴金を新たに課することができる(同章6条d)。

課徴金に関しては、保健・福祉ケア監察局の申請により、そのコミュニケーションの地域を管轄する行政地方裁判所によって審査されるものとされている(同章6条c)。

3 社会福祉委員会の報告義務

社会福祉委員会には、その生活支援(同法4章1条)の承認決定について①3か月以内に執行されていないもの、②その執行が中断されてから3か月以内に新たに執行されていないものについて、保健・福祉ケア監察局と会計監査人⁷⁴⁾への報告義務がある。この報告は3か月に一度、対象となる各決定の決

72) 罰金の詳細については、廣瀬・前掲注6)「外国少年司法事情4」132頁。なお、命令に付加される罰金を拘禁に変更することはできないとされている(SOL法16章11条)。

73) 課徴金は、最低1万～最高100万SEK(スウェーデンクローナ。1クローナ約12円：2019年1月時点)の範囲で、遅滞期間の長さ・程度、その他の悪質さの程度を特に考慮して定められるが、軽微な事案では徴収せず、特別に強い事情がある場合には免除することもできる(同章6条b)。また、課徴金は、前記補助を認める決定・判決、あるいは中断から2年以内に限り課することができる(同章6条e)。

74) コミュニオン法(2017年法律725号)3章10条に規定された会計監査人である。

定時期、決定された支援の種類、遅滞の理由を簡潔に述べて行われる（同法 16 章 6 条 f）。

また、報告した未執行の承認決定を執行したときは、保健・福祉ケア監察局と会計監査人にその執行期日を示して告知することが義務付けられている（同章 6 条 g）。

更に、上記未執行の数、補助の種類、決定からの経過時間の統計報告をコミューン議会に対して同様に行う義務がある（同章 6 条 h）。

4 アルコール・薬物等の所持禁止等

保護を受ける予定の者は、ランツティング又はコミューンにより運営されている保護又は居住のための家庭施設の責任者が定めるアルコール、その他酩酊性の薬物、注射器、注射針の所持が禁止される。これら所持禁止物が収容者又は家庭施設内で所有者不明で発見された場合は保管し、家庭施設の代表者はこれを除去・売却することができる（同章 7 条）⁷⁵⁾。

5 適用範囲

ランツティングに属さないコミューンにも SOL 法のランツティングに関する規定は適用される（同章 8 条）。

6 政府の権限

政府又は政府の定める公的機関は、①少年と若年者、②老年者、③障害を有する者、④薬物等乱用者、⑤犯罪被害者に関する施策、⑥特別家庭施設⁷⁶⁾での活動において、人の生命、個人の安全又は健康を保護するため必要とされる

75) SOL 法 16 章 7 条は 2018 年 10 月 1 日に削除する改正が施行されているが、これは、同日、「保護・居住のための家庭施設における酩酊性の薬物等の所持に関する法律」（2018 年法律第 649 号）が施行され、アルコール等の規制や不服申立等の規定がより整備されたためであるようなので、改正前の規定を紹介しておくこととした。

76) 若年者特別家庭施設（LVU 法 12 条。廣瀬・前掲注 6）「外国少年司法事情 7」99 頁）及び「特定の場合における薬物乱用者の保護に関する法律」（1988 年法律第 870 号）22 条・23 条による家庭施設のことである。

規定を社会事業の範囲内において定めることができる(同章10条)。

Ⅲ おわりに

以上、ほぼ条文の配列に即して、スウェーデンの社会事業法(SOL法)の概要を紹介してきた。なお、スウェーデン法では、我が国のように、法典全体の通し条数ではなく、各章ごとの条数で編成されている。我々からはわかりにくいとも思われるが、法改正、条文の加除等が頻繁に繰り返される同国の制度としては合理的な面があるものとも思われる。

スウェーデン法制の研究は、未だ途上で不分明なところ、法改正等の確認不十分なところもある。本稿もSOL法の研究成果の中間報告的なものであり、その少年保護に関する運用、特に社会事業局の活動状況については、別途紹介していく予定である。

なお、SOL法の制定に至る歴史的経緯・背景などについては、別稿で紹介したことがある⁷⁷⁾。この小稿がスウェーデン法制、少年法制の研究に少しでも資するところがあれば、幸いである。

77) 廣瀬・前掲注6)「外国少年司法事情3」147頁以下参照。